「かがやき・つなぐ」北陸・信州留学生就職促進コンソーシアム

コンソーシアム会員規程

（趣旨）

第１条　この規程は、「かがやき・つなぐ」北陸・信州留学生就職促進コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第２条　本コンソーシアムの事務局は、金沢大学・信州大学内に置く。

（目的）

第３条 本コンソーシアムは金沢大学、信州大学が中心となって実施する「『かがやき・つなぐ』北陸・信州留学生就職促進プログラム」と連携し、北陸・信州両地域の特色を活かしながら、外国人留学生の国内企業、地元企業への就職を拡大することにより、多様な人材が我が国及び地域社会で活躍し、我が国及び地域社会の活力、産業競争力が維持されることを目的とする。

（会員の資格）

第４条　本コンソーシアムの会員は、第３条の主旨に賛同する法人又は団体等が、所定の申込様式に必要事項を記入のうえ、事務局に提出した者とする。

　　２．会員の会費は、無料とする。

（会員の特典）

第５条　本コンソーシアムの会員特典は、以下のとおりとする。

　１）留学生を対象とした大学における教育プログラムに係る優先的な情報提供

　２）留学生の採用・就職に係る各種セミナー・報告会・マッチングへの優先的な情報提供と参加

　３）会員企業における外国人従業員を対象とした「リカレント教育プログラム」の開発・実施に

　　　係る優先的な情報提供

　４）その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会員資格の有効期間・退会）

第６条　本コンソーシアム会員の有効期間は、第４条で規定する申込様式を提出した日から「『かがやき・つなぐ』北陸・信州留学生就職促進プログラム」終了までとする。

　　２．会員は、事務局への申し出によりいつでも退会することができる。

（会員資格の停止及び取り消し）

第７条 本コンソーシアムは、会員が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、本コンソーシアムは一切責任を負わない。

　１）本コンソーシアムの運営を妨害する行為があった場合

　２）入会申込内容に虚偽があった場合

　３）公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合

　４）他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合

　５）この規程に違反する行為があった場合

　６）その他会員として不適当であると事務局が認める場合

（規程の改正）

第８条 事務局は、この規程を改正する場合には、「『かがやき・つなぐ』留学生就職促進プログラム」ウェブサイトへの情報の掲載により、会員に通知するものとする。

（補則）

第９条 この規程に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

（付則）

 １．本規程は平成29年11月29日から施行する。

以上